

## 工事完了報告書の提出について

水戸市では、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅について、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第12条の規定により、工事完了の報告を求めています。

つきましては、次のとおり関係書類の提出をお願いいたします。

### 1. 提出書類

- ① 水戸市長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則第8条の規定に基づく工事完了報告書（様式第7号）
- ② 建築士法第20条第3項の規定に基づく工事監理報告書の写し  
または  
住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の規定に基づく建設住宅性能評価書の写し
- ③ 建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定に基づく検査済証の写し
- ④ 軽微な変更を併せて報告する場合は変更部分に係る申請書及び図面等

### 2. 提出部数

正本1部・副本1部（受付後、副本を返却いたします。）

※ 副本の返却が必要ない場合は、正本1部のみご持参ください。

### 3. 提出方法

下記提出先にご持参ください。

### 4. 提出先

〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号

水戸市都市計画部建築指導課

指導係（本庁舎5階）

TEL 029-232-9210（直通）

FAX 029-224-1129